吹付けアスベスト建材の分析調査費用の補助申請の流れ

① 補助金交付申請書の提出

都市計画課へ「**民間建築物アスベスト対策事業補助金交付申請書**」(様式第1号)に次の書類 を添えて提出してください。

<添付書類>

- (1) 登記事項証明書、固定資産税課税明細書等建築物の所有者が分かる書類
- (2) (申請者が建築物の管理者である場合)管理者であることを証する書類
- (3) 確認済証、検査済証の写し等建築物の建築年月日及び用途が分かる書類
- (4) 岐阜労働局に登録された作業環境測定機関等(以下「分析機関」)による分析調査費の見 積書(アスベスト6種類全てを調査対象とする見積書であること。)
- (5) その他市長が必要と認める書類 … 平面図 (調査箇所を明示)

② 補助金交付決定通知

補助金交付申請の内容が適正である場合は、「**民間建築物アスベスト対策事業補助金交付決 定通知書**」を市から申請者に送付します。

補助金交付決定通知書を受領後に、事業内容を変更する場合や調査を中止する場合は、

「**民間建築物アスベスト対策事業(変更・中止・廃止)申請書**」(様式第4号)に必要書類を添えて、都市計画課へ提出してください。

③ 分析調査の契約

分析機関と契約を行ってください。なお、<u>契約は補助金交付決定通知書の受領後に行ってくだ</u>さい。

④ 分析調査実施

⑤ 分析調査費の支払い

調査完了後、分析機関から分析調査結果報告書が提出されます。請求額(見積書の額)を分析機関にお支払いください。その際、<u>請求書及び領収書を受領してください。</u>

⑥ 完了実績報告書の提出

都市計画課へ「**民間建築物アスベスト対策事業完了実績報告書**」(様式第6号)に次の書類 を添えて提出してください。完了後30日以内に提出してください。

<添付書類>

- (1) 分析機関が発行した分析調査結果報告書の写し
- (2) 分析調査費の請求書及び領収書の写し
- (3) 分析調査事業に関する作業写真
- (4) その他市長が必要と認める書類… 分析機関と締結した契約書の写し

⑦ 補助金確定通知

完了実績報告の内容が適正である場合は、「**民間建築物アスベスト対策事業補助金確定通知書** を市から申請者に送付します。

⑧ 請求書の提出

都市計画課へ「**民間建築物アスベスト対策事業補助金請求書**」(様式第8号)を提出してください。

⑨ 補助金の交付

申請者の指定口座へ市から補助金が振込まれます。振込みまでに日数を要する場合がありますので、ご承知おきください。

<お問合せ先>

美濃加茂市 都市計画課 住宅政策係 (西館3階) TEL 0574-25-2111 (内線254)